

福井県公安委員会の公印の取扱いに関する規程

平成13年12月21日
福井県公安委員会規程第4号

改正

平成17年3月4日公委会規程第3号 平成18年1月24日公委会規程第1号 令和4年3月18日公委会規程第5号

福井県公安委員会の公印の取扱いに関する規程を次のように定める。

福井県公安委員会の公印の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、福井県公安委員会公印規則（平成13年福井県公安委員会規則第18号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、公印の取扱いに関し必要なことを定めることを目的とする。

(公印事務の主管課)

第2条 公印に関する事務の主管課は、警務部総務課（以下「総務課」という。）とする。
2 総務課長は、公印台帳（別記様式第1号）を備え、公印の種類、印影その他必要な事項を登録するとともに、その他公印に関する事務を統括する。

(公印の保管)

第3条 公印は、別表に掲げる者（以下「保管責任者」という。）が保管するものとする。
2 保管責任者は、必要があると認めるときは公印の取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を指定し、公印の保管及び取扱いを行わせることができる。
3 公印は、鍵のある堅固な容器に収め、使用しないときは、施錠のある個所に収納して厳重に保管しなければならない。
4 公印は、定められた場所以外に持ち出してはならない。

(公印の調製等)

第4条 保管責任者は、公印を調製、改刻又は廃止する必要があるときは、公印（調製・改刻・廃止）申請書（別記様式第2号）により、総務課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に申請しなければならない。

(公印の使用等)

第5条 公印を使用しようとする者は、保管責任者又は取扱責任者に押なつすべき文書及びその原議書を示して、その承認を受けなければならない。
2 規則第2条に規定する福井県公安委員会印（1号）、福井県公安委員会印（2号）及び福井県公安委員会委員長印（3号）を使用するときは、総務課に備える公印使用簿（別記様式第3号）に所要事項を記入しなければならない。

(公印の刷り込み等)

第6条 公印は、特に必要があるときは、これを刷り込み又は撮影機内に内蔵して写し込むことができる。
2 前項の規定により公印を刷り込もうとするときは、総務課長の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた者は、公印刷り込み用紙受払簿(別記様式第4号)を備え付けて、公印を刷り込んだ印刷物の授受を明らかにしておかなければならない。

(事故の報告)

第7条 保管責任者は、公印に盗難、紛失その他の事故があったときは、公印事故報告書(別記様式第5号)により、その状況を総務課長を経て速やかに本部長に報告しなければならない。

(不要公印の保存等)

第8条 保管責任者は、改刻又は廃止により不要となった公印(以下「不要公印」という。)を速やかに総務課長に引き継がなければならない。

2 総務課長は、不要公印を次の区分により保存し、保存期間を経過したものは、裁断、焼却等の方法により廃棄するものとする。

- (1) 福井県公安委員会印(1号)、福井県公安委員会印(2号)及び福井県公安委員会委員長印(3号)の改刻又は廃止の日から5年とする。
- (2) 前号以外の公印の改刻又は廃止の日から3年とする。

附 則

この規程は、平成14年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月4日福井県公安委員会規程第3号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月24日福井県公安委員会規程第1号)

この規程は、平成18年1月24日から施行する。

附 則(令和4年3月18日福井県公安委員会規程第5号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公 印 の 保 管 責 任 者

公 印 の 名 称	保 管 責 任 者
福井県公安委員会印（1号） 福井県公安委員会印（2号） 福井県公安委員会委員長印（3号）	総務課長
福井県公安委員会印（4号） 福井県公安委員会印（5号） 福井県公安委員会印（8号） 福井県公安委員会印（9号） 福井県公安委員会印（11号）	運転免許課長
福井県公安委員会印（6号）	生活環境課長及び警察署長
福井県公安委員会印（7号）	運転免許課長及び警察署長
福井県公安委員会印（10号）	生活環境課長、運転免許課長及 び警察署長
福井県公安委員会印（12号）	総務課長
福井県公安委員会印（13号）	交通指導課長

別記様式省略